

第 6 章 耐震化を促進するための指導や命令等

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

国の基本方針では、「所管行政庁は、旧耐震基準で多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、法律の規定に基づく指導・助言を実施するよう努め、また、指導に従わない者については必要な指示を行い、指示にも従わない者については、その旨をホームページ等を通じて公表すべきである。」としています。

所管行政庁は、庁舎・学校・病院・社会福祉施設等の災害時に重要な機能を果たしたり、多数の者が利用している建築物等を優先的に指導、助言を行うことで耐震化を促進します。

2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法に基づく指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかった場合には、特定行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高いとされた建築物については速やかに建築基準法に基づく命令を、今後劣化が進み著しく危険性が高くなるおそれがあると認められる建築物については、勧告や命令を行います。

特定行政庁は、公表を行ったにもかかわらず耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づく勧告・命令の実施についての基準、方法を明確にし、これらの手続きに基づき勧告・命令を確実に行うことで耐震化を促進します。

3. 所管行政庁との連携

市は、県等の特定行政庁と連携して、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示、公表及び建築基準法に基づく勧告、命令を的確に実施し、耐震化の促進を図ります。